

改正

平成17年3月31日規則第32号

平成19年3月30日規則第49号

平成28年4月1日規則第4号

鎌倉市海岸の環境保全に関する条例施行規則をここに公布する。

鎌倉市海岸の環境保全に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、鎌倉市海岸の環境保全に関する条例(昭和49年4月条例第10号。以下「条例」という。)第9条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(時間の始まり)

第2条 条例第2条第2号に規定する24時間の始まりは、市長が物件の所在を確認した時からとする。

(申請)

第3条 条例第3条第2項第4号の規定により同条第1項各号に掲げる行為を行おうとする者(以下「申請者」という。)は、海岸利用承認申請書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。

(承認)

第4条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその適否を決定し、海岸利用承認・不承認通知書(第2号様式)により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による承認の際、条件を付することができる。

(取消し)

第5条 市長は、前条の規定により承認を受けた者が、承認内容に違反したときは、承認を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により承認の取消しをしたときは、海岸利用承認取消通知書(第3号様式)によりその者に通知するものとする。

(勧告)

第6条 条例第4条の規定に基づく勧告は、障害物件除去勧告書(第4号様式)により行うものとする。ただし、所有者が現場にいるときは、口頭で勧告することができる。この場合に

においては、口頭で勧告した旨を記録した書類を作成しておかなければならない。

- 2 前項本文の場合において、障害物件の所有者の氏名又は住所が明らかでない場合の勧告については、市の掲示場に勧告する旨の公示をすることによりこれに代えることができる。

(移動)

第7条 市長は、放置された障害物件が海岸における環境保全上著しく障害となると認められるときは、当該障害物件を海岸内の別に定める場所に一時移動することができる。

(措置命令)

第8条 条例第5条の規定に基づく命令は、障害物件措置命令書（第5号様式）により行うものとする。

- 2 第6条第2項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、第6条第2項中「勧告」とあるのは「命令」と読み替えるものとする。

(代執行)

第9条 条例第6条の規定に基づく代執行は、条例第5条の規定に基づく命令をした日の翌日から起算して7日を経過した後において、これを行うものとする。

(代執行令書等)

第10条 行政代執行法（昭和23年法律第43号）第3条第2項に規定する代執行令書は、第6号様式とする。

- 2 行政代執行法第4条に規定する証票は、第7号様式とする。

(保管)

第11条 市長は、条例第6条の規定に基づき障害物件を除去したときは、当該障害物件を別に定める場所に保管しなければならない。

(公告)

第12条 条例第7条第1項の規定による公告は、市の掲示場に掲示するほか、市広報、官報及び新聞紙等に掲載することにより行うものとする。

(その他の事項)

第13条 この規則の施行について、必要な事項は市長が別に定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成17年3月31日規則第32号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

付 則（平成19年3月30日規則第49号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成28年4月1日規則第4号）

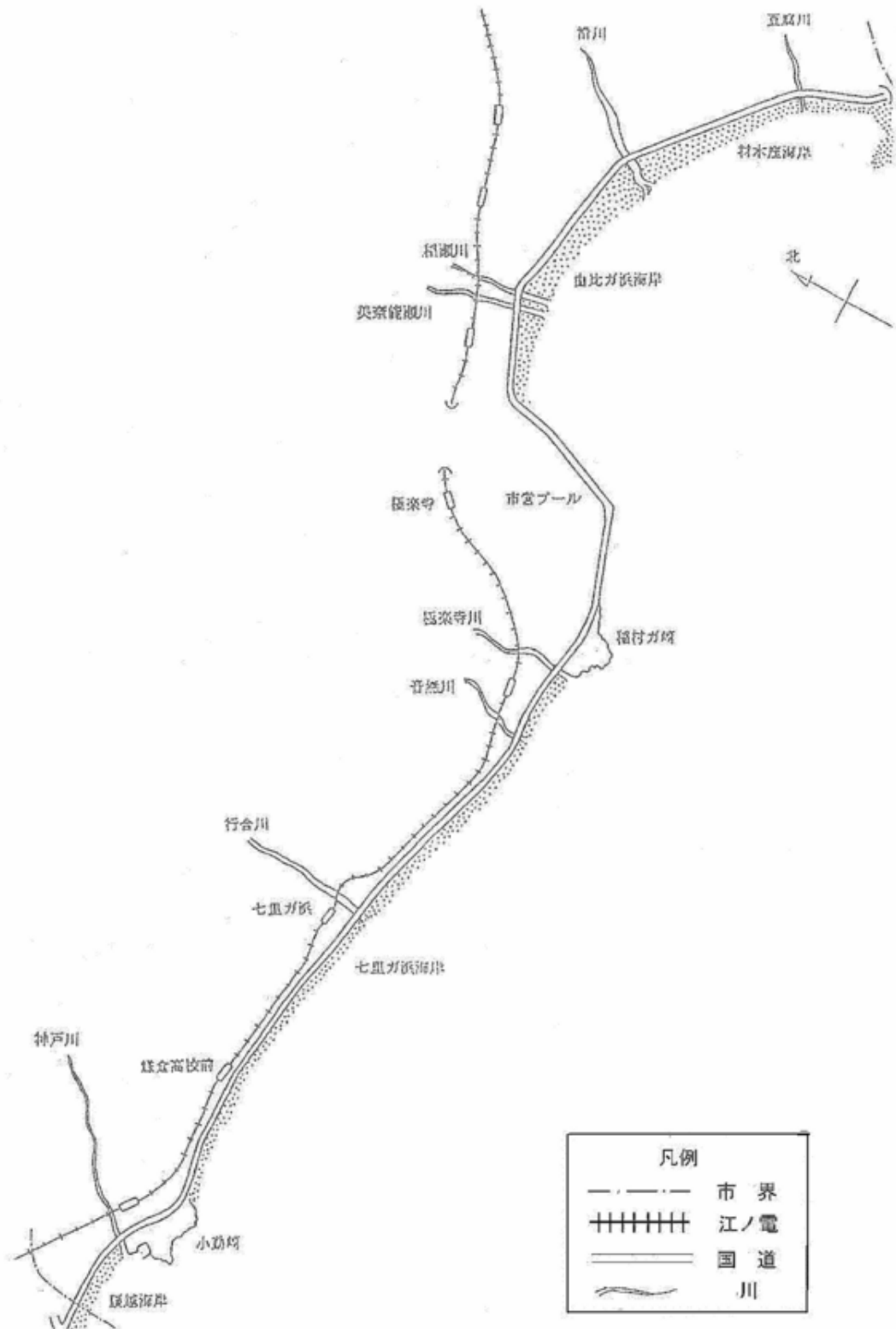
この規則は、公布の日から施行する。

第1号様式（第3条）

(表)
海岸利用承認申請書

年 月 日										
<p>(あて先) 鎌倉市長</p> <p style="text-align: right;">住所.....</p> <p style="text-align: center;">申請者 氏名(団体名).....</p> <p style="text-align: right;">電話.....</p> <p style="text-align: center;">(法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名を記入してください。)</p> <p>次のとおり、申請します。</p>										
申請区分	<input type="checkbox"/> 自動車の乗り入れ <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 30%; border: none;">台数</td> <td style="width: 40%; border: none;">台</td> <td style="width: 30%; border: none;"></td> </tr> <tr> <td style="border: none;">車種</td> <td style="border: none;"></td> <td style="border: none;"></td> </tr> <tr> <td style="border: none;">登録番号</td> <td style="border: none;"></td> <td style="border: none;"></td> </tr> </table>	台数	台		車種			登録番号		
台数	台									
車種										
登録番号										
目的	<input type="checkbox"/> 物件の放置 物件の名称、種類等									
場所	裏面の表示地点のとおり									
期間及び時間	年 月 日から 年 月 日まで (日間) 時から 時まで									
<p>次の事項を遵守します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 鎌倉市海岸の環境保全に関する条例及び同施行規則 2 承認の目的、場所、期間及び時間 3 その他、市の指示事項 										

(裏)



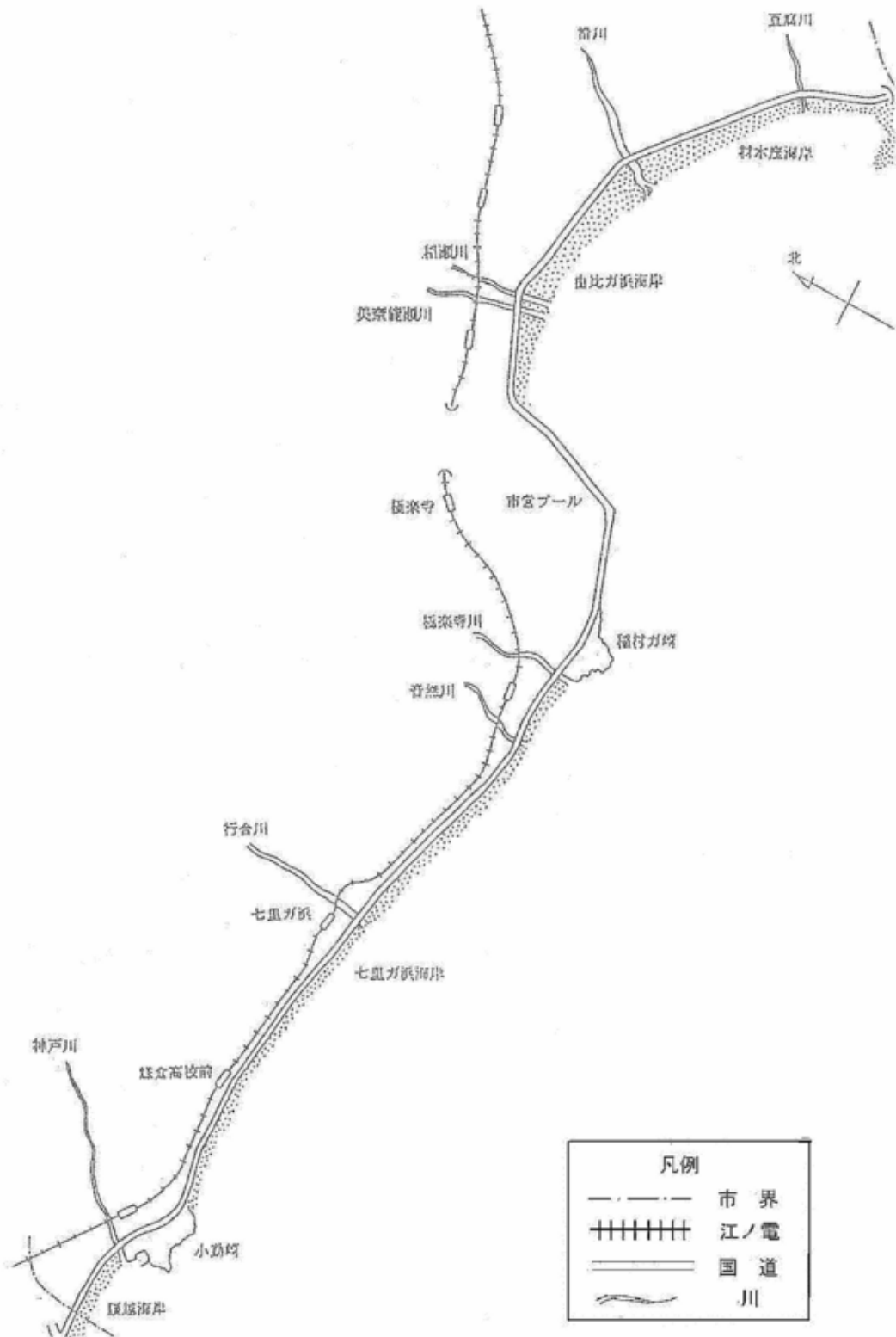
第2号様式(第4条)
第2号様式(第4条)

(表)

海岸利用承認・不承認通知書

鎌 第 号 年 月 日	
殿	
鎌倉市長 印	
月 日付の申請について、次のとおり通知します。	
通知区分	<input type="checkbox"/> 承認します <input type="checkbox"/> 承認しません
承認種別	<input type="checkbox"/> 自動車の乗入れ 台 <input type="checkbox"/> の放置
承認目的	
承認場所	裏面の表示の地点
承認期間 及び時間	年 月 日から 時から (日間) 年 月 日まで 時まで
承認条件	
理由	

(裏)



第3号様式 (第5条第2項)
第3号様式(第5条第2項)

海岸利用承認取消通知書

	鎌 第	号
	年	月 日
様		
	鎌倉市長	印
鎌第	号をもって通知しました海岸利用承認を次により取り消しましたので通知	
します。		
理 由		

(注) 承認を受けていた自動車、物件等は直ちに海岸から除去してください。

第4号様式 (第6条)

第 4 号様式(第 6 条)

障害物件除去勧告書

	鎌 第	号
	年 月	日
様		
	鎌倉市長	印
<p>次の物件は、鎌倉市海岸の環境保全に関する条例第 3 条に規定する禁止行為に該当しているので、第 4 条の規定により、 年 月 日までに除去されるよう勧告します。</p>		
対象物件		
場 所		

第 5 号様式 (第 8 条)

第 5 号様式(第 8 条)

障害物件措置命令書

	鎌 第	号
	年 月	日
様		
	鎌倉市長	印
<p>次の物件は、鎌倉市海岸の環境保全に関する条例第 3 条に規定する禁止行為に該当しているので、 月 日付で除去勧告をしたが、除去していないので、第 5 条の規定により 年 月 日までに除去されるよう命令します。</p> <p>この命令に従わないときは、第 6 条に規定する代執行及び第 8 条に規定する罰則を適用します。</p>		
対象物件		
場 所		

第 6 号様式 (第10条)

第 6 号様式(第 10 条)

代執行令書

	鎌倉市指令 第 号 年 月 日
様	
	鎌倉市長 印
次の物件は、 年 月 日付の障害物件措置命令に従わないので、鎌倉市海岸の環境保全に関する条例第 6 条の規定により除去します。	
所有者住所	氏名
該当物件	
放置場所	
除去日時	年 月 日 時 分から 時 分まで
除去に伴う費用 (概算)	円
執行責任者 職氏名	
特記事項	

(注) 1 除去に伴う費用は、後日正確に通知します。

2 (教示文)

第 7 号様式 (第 10 条第 2 項)

第7号様式(第10条第2項)

表

	第 号
	証 票
	職 名 _____
	所 属 _____
	氏 名 _____
	年 月 日生
上記の者は、鎌倉市海岸の環境保全に関する条例に基づく代執行を行う者であることを証明する。	
	年 月 日
	鎌倉市長 印

6 cm

9 cm

裏

- 1 この証票は、鎌倉市海岸の環境保全に関する条例に基づく代執行を行う場合は、必ず携帯しなければならない。
- 2 この証票は、関係人に提示しなければならない。
- 3 この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。